- \Diamond \Diamond この議事速報(未定稿)は、 めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。 審議の参考に供するた
- 言、理事会で協議することとされた発言等は、原後刻速記録を調査して処置することとされた発 発言のまま掲載しています。 理事会で協議することとされた発言等は、
- \Diamond で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と今後、訂正、削除が行われる場合がありますの 受け取られることのないようお願いいたします。

申出があります。 0 を許します。階猛君。 この 大西君 の持ち時 階 猛君から関連質疑 間の 範囲内でこ \mathcal{O}

〇階委員

立憲民主党の階猛です。

された方々に対して心よりお見舞いを申し上げま れた方に対してお悔やみを申し上げ、 冒頭、まず、この度の能登半島地震で亡くなら また、 被災

ます。 明してください。 したので、 \mathcal{O} たという総理の御答弁がありましたが、 人以上、二階派で七人、収支報告書の訂正があっ 質問は何人が裏金を受け取ったのかという話で 先ほどの大西議員の質問の中で、 何人が受け取ったのか、ここをはっきり 収支報告書の訂正とは別の話だと思い 安倍派 大西議員 がで三十 説

りませんが、その中で、 裏金というものの定義、 〇岸田内閣総理大臣 正を明らかにしている議員の数につい 先ほど申し上げたように、 少なくとも収支報告書の これを確認しなければな て申し上

でタ

ます。

○階委員 人ごとのようなお答えでしたけれども、 の段階で今申し上げたことは把握しておくべきでの段階で今申し上げたことは把握しておくべきでの段階で今申し上げたことは把握しておくべきでいたしくも政治刷新本部の本部長であれば、入口いる。

は一体何だったんでしょうか。来、国土強靱計画を進めてきたはずです所を覆うブルーシートだらけでした。安路はずたずた、凸凹でした。また、建物 っておりましたけれども、上下水道が使えず、放行っておりましたけれども、上下水道が使えず、炊行ってまいりました。既に発災から三週間以上た島地震、被災地であるまなmし、 その上で、私は、先ほど申し上げました能登半 国土強靱計画を進めてきたはずですが、それで覆うブルーシートだらけでした。安倍政権以はずたずた、凸凹でした。また、建物は破損箇

ざ十キロ先の場所まで水くみに行っていた方も 避難所に給水車が来ていることも知らず、 また、自宅避難者の中には、最近まですぐ近く も進んでいないのではないでしょうか。 田園都市国家構想と言われますが、 肝腎な情報が伝わっていません。デジ 構想だけ わざ

いわの

です。そのために必要なお金が政治資金であって、 支出も明らかにして何ら問題はないはずです。 政治資金を本来の目的に使うのであれば、収入も いう特権が与えられているわけです。逆に言えば、 民主主義の実現にプラスになるからこそ非課税と くり、世論を喚起しながらその実現を目指すこと の力もかりながら国民の声を反映させた政策をつ 被災地に限らず、国民の代表として、 地域に伺って実情を把握し、 我々国会議員の任務は何か。それは、 専門家など 全国の様

そこで、総理に質問します。

をしてきたことが明らかになりました。 政治資金の収支報告書に実態と異なるうその記 くり、収入や支出を隠蔽したり改ざんしたりして、 たり、中抜きであったり、様々な方法で裏金をつ 金パーティーの売上金から、 今回、多数の自民党所属議員が、 キックバックであっ 派閥の

答弁をお願いします。 そもそも、 なぜ裏金が必要だったの か、 明 確 な

うに、実態把握と、そして再発防止と反省と、そ ていくことが重要だと思っています。 事態を受けて、これと並行して様々な取組を進 査が進み、収支報告書の訂正が進む、こういった にやるのではなくして、現実を考えたならば、 なければならないと思っています。一つ一つ順番 して政治的な責任を果たす、これは並行してやら 〇岸田内閣総理大臣 まず、 先ほど申し上げたよ 捜

かということについても、まさに先ほど 御質問の、 その裏金につい . て 目 的 が

いりたいと考えています き取り等を行うことによって実態把握に努めてま .あって、本人の説明責任と併せて党としても聞 し上げたように、 収支報告の わ れる中

ういったものであったのか、 いきたいと考えています。 その中で、この今回の事件、 これ 事 を明ら 案が政 治 かにして 的 にど

になったと思います。 る必要は全くないということは、 る限りは、裏金分については非課税の特権を与え なぜ必要だったのか。でも、今の説明を聞いてい **〇階委員** 結局答えられないわけですよ、 皆さん、 明らか 裏金が

かだと思います。国民に納税をお願いする行政府ままでは国民の納税意識が損なわれることは明ら間もなく確定申告が始まりますけれども、今の 裏金を受け取った議員に対しては、 ますが、いかがでしょうか。 をして納税義務を果たすよう命じるべきだと思い の長であり、自民党のトップである岸田総理から、 全員修正申告

当然のことであります。 〇岸田内閣総理大臣 治資金規正法始め法律に従って取り扱う、これ 政治資金につきまして、 は政

あっても当然のことであると考えます。 ても法律に従って対応していくこと、国会議員で 法律に従って報告を行い、そして納税等に つい

〇階委員 もう一度お尋ねします。

て納税義務を果たさせる、これを総理、 裏金を受け取った議員に対しては、修正 お約束 申告を

〇岸田内閣総理大臣 1従って厳正に対応を

一之湯さんが直接議員に配ると選挙買収が

疑 わ ま

熱心でした。去年の秋からは、新たな借金をこさ〇階委員 岸田総理は、昨年の今頃は防衛増税に 務を直ちに果たさせる。 もありません、裏金議員の納税です。この納税義 今、一番国民が求めているのは、増税でも減税で えてまで減税にこだわってこられました。しかし、

もう一回、総理、決意をお願 いします。

体系になっています。
ない場合には課税関係は生じない、こういった法して、収入額から必要経費を控除した後、残額がいては、まず雑所得の収入として取り扱われ、そ 費を含め、 〇岸田内閣総理大臣 これは、いわゆる政策活 政治家個人が受領した政治資金等につ 動

○階委員 しっかり納税義務を果たさせてくださいて、適切に対応していただくべきであると考えいて、適切に対応していただくべきであると考えない場合、この場合には確定申告が必要でありまない場合、この場合には確定申告が必要でありまない場合、この場合には確定申告が必要でありまない場合、この場合には確定申告が必要でありまない場合、 他方、仮に全額を政治活動のために支出 して V

!題があります。 そして、 安倍派の 参議院議員につい 、ては、 特に

問

地方議員に均等にばらまかれていました。その直後に、献金額と見合う金額が地元の多数のにはない高額の献金を地元の京都府連に行って、員だった二之湯さんは、選挙直前になると、例年委員長に質問したんですけれども、当時参議院議 これは私も、二年前のこの場で二之湯国家公安]時参議院議

> いかという疑惑がありました。 に、京都府連を迂回する形でばらまいたので 浄ですけれども、 そのマネー ロンダリング、いわ ロンダリングのよう ゆる資金洗 はな

金は自分の思いだったと苦し紛れ いました。 二之湯氏は、これを否定して、 の弁解を 都 府 \mathcal{O} け て 献

ェックのしようもないわけです。いたら、収支報告書に記載されていないので、 けです。しかし、今回、裏金が地方議員に流れて 今思えば、マネーロンダリングというのも、 報告書に明らかになっていたからこそ分かったわ こうしたことを思 い起こしますと、 の当 収支 チ は

資料三をお願いします。

いるそうです。これは、ひょっとしたら選挙買収たちが、選挙前に例年より多く裏金を受け取って議員は四十人。多数いらっしゃいます。この議員 いでしょうか。総理の答弁を求めます。 何に使ったのか早急に調査して報告すべきではな に使われていた可能性もあるということですから、 ここには、自民党の安倍派 \mathcal{O} 所属 参議院

〇岸田内閣総理大臣 て多額の不記載が判明し、 したところです。 部の政策集団の政治資金パーティーにお 今回の一連の事案につ 検察当局が処分を発表 **\ 11 て

状において、詳細、これは十分把握できていない 容については、報道等には接しておりますが、 そして、その多額の不記載 府あるいは自民党として公式に申し上げる段階 ないと考えています。 が判 崩 た経緯、 現内

支報告書の訂正等を通じて自らの説明責任を果た 先ほど申し上げましたように、 党としても実態把握を行い

に

えたいと思っています。 としても実態を把握し、政治的な責任につ 関係者から聞き取りを行うこと等を通じ いて考 て、 党

していただく必要があると思います。 いうことをしっかり自覚して、実態解明は 向に裏金が利用されている、そのおそれがあると るわけです。政治資金の本来の趣旨とは真逆の方 し上げました。民主主義を害している可能性もあ 主主義に資するからこそ非課税だということを申 **〇階委員** これは先ほど、政治資金というの 早急に は

ますか。 実態解明、 いつまでやるのか、お答えいただけ

いと考えています。 したところであります。聞き取りは早急に始めたに対しては、その聞き取りの枠組みの作成を指示 ぐ始めなければならないということで、党の役員 までとは申しませんが、少なくとも聞き取りはす 進み具合等、不確定な要素もありますの〇岸田内閣総理大臣 収支報告の訂正等 収支報告の訂正等の作業の で、いつ

取りは行っておくべきものです。 本来では、中間取りまとめ Ó 前 に聞 き

ほど公明党の中 今回の中間取りまとめで抜け落ちてい 政策活動費、 川先生も取 り上 これがあります。 一げていらっしゃい 先

改めて、 ちょっと図を示して御

介したいと思っております。

わけです。
律上認められた、いわば公認の裏金となっている
律上認められた、いわば公認の裏金となっている
て報告する必要がありません。これは、現在の法
受領した事実もその使い道も収支報告書に記載し 配られるものであって、 策活動費というお金は、 受け取った政 政党から 政 沿家は、 沿家個

変わりありません。いった不正行為の温床となる危険があることには納税義務を免れたり選挙買収に使われたり、そうも、先ほどの派閥パーティーに関する裏金と同様 しかし、公認であるとは言っても、政 策活動 様費

わけです。何と五十億円を超える政策活動費が渡されている何と五十億円を超える政策活動費が渡されている自民党幹事長を務めた二階俊博衆議院議員には、います。また、過去に遡ると、約五年にわたっては党幹部十五人に対し十四億円以上が支払われては党幹部 しかも、二〇二二年の一年間だけで、 自民党で

民党として率先してできること、運用面でできると、まさにこれは異次元の規模です。それにもがかわらず、今回の中間取りまとめで、この政策活動費の問題には一切触れられていません。なぜ無れられなかったのか、総理に明確な答弁を求めます。

「はかの政党もあるやのような話も出ましたけれほかの政党もあるやのような話も出ましたけれ

こと、これについて取組を明らかにするとともに、 **反面、** 法改正を伴う議論についても真摯に貢献 こうした考え方を明らかにいたしまし

動費を始え ても、この問題について、法律改正も含めて真摯ことになるわけでありますので、是非国会におい 政治団体、各党各会派全て共通のルールを定める改革ということで、法改正を伴うことになる、各 費については、 に議論をしたいと考えています。 問題でありますので、 き着いて ンスの中で 由と国民の知る権利、 日 政治の中において、政党等の政 いると理解をしています。その政策活動で様々な議論が行われ、今日の制度に行 めとする政治資金については、今日 政治活動の自由そのものに関わる 今申し上げました制度面 政治資金の透明性との 治活動 バラ の自 \mathcal{O}

題点、もう少し説明したいい思いです。がありましたが、その前に、この政策活動費の問がありましたが、その前に、この政策活動費の問

二階氏から三千三百万円を受け取ったことを示す これを河井氏側に渡したことを既に認めています。 ふうにこのメモには書かれておりますけれども、 内容です。 メモが存在することが分かったというのが記事の された裏金が充てられていたのではないかという 当時安倍政権の中枢にいた四人の政治家から提供 決を受けた、地方議員の買収事件の原資として、 から抜粋したものです。河井元法務大臣が有罪判 こちらは、昨年九月の中国新聞のスクー のであります。 四人のうち、甘利議員は百万円という 三千三百とありますが、 原資として政 これは

一段角・シー、異巻置法務大臣に伺います。

いて法務大臣の見解をお願いします。は共犯として処罰される可能性があるでしょう。また、収支報告書への不記載を指示していれば、また、収支報告書への不記載を指示していれば、また、収支報告書への不記載を指示していれば、また、収支報告書への不記載を指示していれば、また、収支報告書への不記載を指示していれば、また、収支報告書への不記載を指示していれば、また、収支報告書への不記載を提供した者の必要性は高いと思うわけですが、この点については、関挙買収罪の原資を提供した者

○小泉国務大臣 お尋ねの件、まさに個々の事案の真相、全体の真相を明らかにするために必要事柄であり、法務大臣としてお答えすることは差事柄であり、法務大臣としてお答えすることは差事柄であり、法務大臣としてお答えすることは差事柄であり、法務大臣としてお答えすることは差事項については全て捜査を尽くすものと承知した。

ていただきたいと思っております。 臣ですけれども、ここはしっかりと捜査を尽くし **〇階委員** 是非、二階派に属していられた法務大

更に総理にこの点を伺います。

い。すべきだと思いますが、この点、いかがでしょうすべきだと思いますが、この点、いかがでしょう原資になっていないかということをきちんと調査ますけれども、政治活動費がゆめゆめ選挙買収の実態解明に努めると先ほど来繰り返しておられ

判が終わった後、資料が返還されたものを党とし党から出された一億五千万について、改めて、裁の岸田内閣総理大臣 御指摘の事件については、

こうしたことを承知しております。ということ、これは監査も含めて確認をしている、億五千万については買収の原資に使われていないてしっかり点検した結果、党から出されている一

す。
正した上で監査を受けるなど、確認をしておりま
先ほど申し上げましたように、党として使途を厳
そして、それに加えて、政党助成金については、

そして、それ以外のお金こつっては、先まど去たということはないと承知をしております。よって、政党助成金等がこの買収の原資になっ

くすものであると認識をしております。要な事項については、原資等についても捜査を尽おいて個々の事案の真相を明らかにするために必務大臣から答弁がありましたように、捜査機関にそして、それ以外のお金については、先ほど法

○階委員 捜査機関は捜査機関でやるでしょうけ○階委員 捜査機関は捜査機関でやるでしょうけ

よろしいですか。

これは非常に信憑性の高いメモですよ。しかも、
はあるが、ちゃんと党としても政治の信頼回復に努める
が、ちゃんと党としても政治の信頼回復に努める
はいますから。これは選挙買収の原資となった可能
はが極めて高いと思われます。ここは本当かどう
とれば非常に信憑性の高いメモですよ。しかも、

収に使われていない、これは確認しているところ党として出されたお金、政党助成金については買0岸田内閣総理大臣 先ほど申し上げたように、

のであると認識をしております。局において必要な事項については捜査を尽くすもという指摘でありますが、これについても捜査当であります。それ以外のお金があるのではないか

さい。
さい。
さい。
さい。
さい。
さい。
さいが
の理解でよいか端的にお答えくだ
なが得として所得税の納税義務が生じると思いま
独所得として所得税の納税義務が生じると思いま
独所に来ていただいておりますけれども、税

〇星屋政府参考人 お答え申し上げます。

るところでございます。の課税上、雑所得の収入金額として取り扱ってい党から政治資金の提供を受けた場合には、所得税一般論として申し上げますと、政治家個人が政

く必要があるということでございます。といってということでございます。他方、残額がある場合とした費用の総額を差し引いた残額が課税関係をりますことから、残額がない場合には課税関係をした費用の総額を差し引いた残額が課税対象とないます。とから、残額がない場合には課税関係を必要があるということでございます。

て適正に取り扱うこととしております。ては、個々の事実関係に基づき、法令等に照らいずれにいたしましても、国税当局といたしま

〇階委員 残額があれば納税義務が生じるという

っと想像ができません。これは全部使い切っているんですかね。私はちょそれにしても、一人で五十億円以上もらって、

告していただけますか。

告していただけますか。

これは総理に伺いたいんですけれども、過去に
これは総理に伺いたいんですけれども、過去に
これは総理に伺いたいんですけれども、過去に

いだけです。そうすれば、疑惑は晴れるわけですがないんだったら、速やかに使途を公表すればい金額をどうやって使うんですかね。やましいこと二階さんのように、五十億円以上ですよ、こんな〇階委員 いや、総理のことは聞いていなくて、

だけませんか。関係する議員については全部調べて公表していためら。是非、これは御自身のことだけではなくて、

〇岸田内閣総理大臣 政策活動費については、先 の方によび必要であるならば、各党各会派で議論 変えるというのであるならば、各党各会派で議論 変えるというのであるならば、各党各会派で議論 変えるというのであるならば、各党各会派で議論 変えるというのであるならば、各党各会派で議論 変えるというのであるならば、各党各会派で議論 変えるというのであるならば、各党各会派で議論 変えるというのであるならば、各党各会派で議論 変えるというのであるならば、各党各会派で議論 変えるというのであるならば、各党各会派で議論 変えるというのであるならば、各党各会派で議論

で表していうのであるならば、各党各会派で議論を行うことが必要であると考えます。

「の階委員」政治活動の自由にもほどがあると思いますよ。バランスが取れていませんよ。五十億なんて、一人の政治家に渡して、しかも使い道を全く明らかにしなくていいというのは、常識外れですよ。国民には全く納得がいかないと思いますよ。今、法改正のお話もされましたけれども、是非、政策活動費、ちゃんとした使い方をしているのであれば、そもそも政策活動費なんという仕組み自体要らないと思いますよ。通常の政治資金と同じように収支報告書に記載する扱いにすればいいわけで、政策活動費という費目自体を廃止する、そのことをこの場でお約束いただけないでしょうか。総理、お願いします。

「は、各党各会派で議論を行うことが必要であると考えます。

ます。共通のルールについて議論を行うというこールに基づいて取り扱うことが重要であると考え治活動の自由との関係で、各党各会派、共通のル〇岸田内閣総理大臣 政策活動費については、政

貢献をいたします。とであるならば、こうした議論に自民党としても

○階委員 立憲民主党は、廃止の方向で既に表明

ってよろしいでしょうか。あれば、自民党も廃止で問題ないということで承でしたけれども、野党がこれを廃止という方向で今、自民党も真摯に対応するというようなお話

「最高でで、ジェディのでで、からでで、あるべき結論を、各党各会派共通のルールとしで、あるべき結論を出さなければなりません。政治活動の自由と国民の知る権利のバランスの中**〇岸田内閣総理大臣** 先ほど申し上げたように、

得るんですか。 **〇階委員** 野党各党が廃止と言っていても、自民 て議論を行うべきであると考えています。

きであると考えます。 〇岸田内閣総理大臣 政治活動の自由と国民の知

〇階委員 つまり、廃止は考えていないというこ

です。 主主義を考える上で重要であると申し上げておりる権利のバランス、これを考えることが日本の民の**岸田内閣総理大臣** 政治活動の自由と国民の知

○階委員 総理大臣、私、冒頭申し上げたとおり、

ありがとうございました。質問を終わります。できだということを最後に申し上げまして、私の民主主義を損なう危険性があるので、是非廃止す

- 6 -

a